## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	中央卸売市場
許	認可等名	受託物品の確認検査
根	拠法令	徳島市中央卸売市場業務条例
根	拠条項	第46条第1項
連	絡  先	(電話 628-2759)
審查基準	基準	(販売前における受託物品の検収) 第46条 卸売業者又は卸売業者から物品の検収を行うよう委託を受けた者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。 2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。 徳島市中央卸売市場業務条例施行規則(受託物品等の確認検査)、その検査をする物品のある場所等にない。 徳島市中央卸売市場業務条例施行規則(受託物品等の確認検査)第55条 卸き、受託物品確認検査申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の規定による確認検査は、その検査をする物品のある場所等において卸売業者立会のうえ、当該物品の容器の完否、荷造の状態、個数、内容、重量、鮮度及び品質等について行う。 3 前項の規定による検査を終了したときは、市長は、受託物品確認検査証を交付する。 * 受託物品確認検査申請書は、別紙様式第32号とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 3日(休日を除く)
,=5	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)